

群馬自治

1

平成25年
No.335
月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 岩崎 謙二／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 ☎027-290-1352



アヤメ平

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 47

特集

道州制の何が問題か

坂本

誠

町村トップ通信

片品村／千明金造村長

県町村会

／全国町村長大会・平成25年度法令外負担金等規制結果
平成25年度県予算編成及び施策に関する要望活動

議会から二燈

明和町／関根慎市 群馬県町村議会議長会理事

県町村議会議長会

／第56回町村議会議長全国大会・第37回豪雪地帯町村議会議長全国大会
町村議会議員研修会

おすすめの一冊⑤4 「無私の日本人」

よしおか健康No.1プロジェクト

「健康で長生き」は、誰もが望むことです。健康ブームに沸く昨今、健康診断の結果に一喜一憂し、様々な健康ダイエットを試み、目標達成に挑戦している方も多いのではないのでしょうか。なぜ人は、健康で長生きしたいのか？それはいつまでも好きなスキーやゴルフ、旅行などの趣味を楽しむ、家族や友人といつまでも一緒に笑ましく過ごしたいというのが一番の理由かもしれません。吉岡町は、人口の増加が著しく、出生率は県下一位です。

また、平成二十年に自治会制度が発足し、幅広い世代の住民の皆さんが主体となつて、秋のふるさとまつり、町民文化祭、いきいきサロンなどの活動に自主的に参加しています。こうした背景のもと、町では生活習慣病の予防と改善をテーマに「よしおか健康No.1プロジェクト」と題した政策課題に取り組んでいます。

「健康で長生き」を実践するために、

- 一、有酸素運動の促進
- 二、食育の推進
- 三、地域健康協働の増進

を掲げて、各自治会から「健康推進委員」を推薦

していただき、NPO群大クラブの協力も得て、積極的にプロジェクトを推進しています。

現代社会では、自分さえよければといった利己主義、人間関係を煩わしいという風潮が避けられないようです。

自治会ごとの組織づくりが、「支え合い」「励まし合い」の心を大切にしてすすめられるよう支援してきました。

次のステージは、組織づくりからさらに一歩進めて、実際に体を動かす「実践の舞台」へと展開しているところです。地域のけん引役としてのリーダーが地元根付き、健康を望む人たちが運動と食生活の改善に常日頃から心掛けて、運動と栄養が一体となった生活を送って欲しいと思います。そして、健康生活のスタートにしたいものです。

そして、「健康で長生き」という目標のため、町民の皆さんと協働し、このプロジェクトを「キラリ」と輝かせることを強く望んでいます。

とにかく、健康の基本は頭で考えることより、まず実行です。さあ！ あきらめずに今日も頑張ってください！

(吉岡町 守田 肇)



町村の自治と地方自治の本旨を守るために

群馬県町村会長
(神流町長)

宮前 敏十郎

謹賀新年

平成二十五年元旦

【群馬県町村会】

会長 宮前 敏十郎
(神流町長)

副会長 市川 宣夫
(南牧村長)

〃 貫井 孝道
(玉村町長)

理事 石関 昭
(吉岡町長)

〃 高山 欣也
(長野原町長)

〃 荒木 毅
(高山村長)

〃 千明 金造
(片品村長)

〃 関 清
(川場村長)

〃 恩田 久
(明和町長)

〃 金子 正一
(邑楽町長)

監事 茂原 莊一
(甘楽町長)

〃 金井 康行
(下仁田町長)

事務局長 岩崎 謙二
外職員 一同

新年明けましておめでとうございませう。皆様にはそれぞれ輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、神流町のことでは恐縮ですが、昨年十月、神流マウンテンラン&ウォーク実行委員会は、過疎地域自立活性化優良事例として総務大臣表彰を受けました。神流マウンテンラン&ウォークは、神流町の山々を使ったトレイルランニング大会で、区長会等の地域団体が主体となつて組織された実行委員会を中心にも多くの町民の協力により、平成二十一年度から毎年十一月に開催しているものです。町内の宿泊施設が限られているため、参加者の約四割を民泊で受け入れています。そのことが、郷土料理を提供する前夜祭(約五百人参加)と併せて、参加者と町民のふれあいを増やす結果となり、参加者の満足度を大いに高めているようです。

コース上には、参加者のために複数の休憩所を設置しています。標高が一〇〇〇mを超える

持倉集落では、住民(全員が六十五歳以上)が「おばあちゃんの手打そば」や特産の花豆を振舞い、楽しみの休憩所のひとつになっています。

おかげさまで神流町の豊かな自然に加え、町挙げてのおもてなしが人気を集めたようで、昨年は、ホームページによる募集直後に定員七百人を超える八百人以上の申込みが殺到し、早々に受付を締め切らせていただいた次第です。募集に漏れた方からはボランティアとして参加したいとの申し出が多数ありました。このように、参加者から高い評価を受けたことで町民の間に新たな「誇り」も生れたように感じます。

町を挙げてこのような対応ができる背景には、小規模な町であるがゆえに、日頃から住民と住民、住民と行政が助け合い、ともに協力し合いながら生活しているということがあります。そこには、経済的な豊かさはないかもしれませんが、都市部では希薄になった「あたたかな人

情に満ちた豊かさ」があります。「あたたかな人情に満ちた豊かさ」と「誇り」は人々の幸福度にとって重要な要素であると思います。住民の幸福度を上げることが行政の目的ですので、神流町は県内の町村と同様、住民自治充実の理想の自治体への道を着実に歩んでいると自負しております。

ところで、昨年末の総選挙の結果、主要政党がマニフェストに掲げた道州制の足音が近づいてきたように思えます。自民党の道州制基本法案(骨子案)の基本理念では、「基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築すること。」となっています。基礎自治体間の事務の共同処理や広域連携を想定せず、基礎自治体を自己完結できる規模(人口二十万人以上の市をイメージしたもの)とするため、「自主的

な再編」と称して市町村の「合併」を強いてくるものと思われまふ。そのことは、地方分権改革の理念とはまったく逆の「国から地方」への強制を通じて進めようとするもので、「自治体のことは、自治体が自主的に決める」という団体自治の大原則に反しています。

無理に人口二十万人以上の基礎自治体を作っても、「あたたかな人情」や「誇り」に満ちた自治体は生まれません。道州制は、住民自治及び団体自治が欠けた画一的な「事務処理他治体」を作り出し、各町村で営々と培われてきた多様な暮らしや多様な自治の営みを壊し、さらに、地方自治の本旨を否定するものではないでしょうか。

本会は、全国町村会と連携し、町村の自治を守るとともに、地方自治の本旨を守る活動を続けますので、皆様のご協力をお願いいたします。



議会の発展を期する

群馬県町村議会議長会会長
(榛東村議会議長)

高橋 正

明けましておめでとございます。
健やかに新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

昨年は、電波塔としては世界一高い東京スカイツリーが完成し、またロンドンオリンピックでは我が国史上最高となる三十八個のメダルを獲得するなど大変うれしい出来事がたくさんありました。
しかし、その一方で東日本大

震災及び福島第一原子力発電所事故という有史に残る災害の復興・復興に最大の力を注いできたにも拘らず、その道のりはまだ半ばという厳しい現状であります。その他にもここ数年来、日本は極めて深刻な自然災害に数多くみまわれ、現在でもたくさんの被災者が不自由な生活を送られています。一日も早く、元の平穏な生活に戻ることをお祈り申し上げます。

さて、我々議会に関する動きを見てみますと、昨年九月に地方自治法の一部改正が行われ、地方議会は、通年定期制が選択可能になり、また委員会に関する規定も条例事項とされるなど議会運営の自由度は増大しました。

現状です。非常勤の公選職という不安定な身分と相俟って新たに議員を志そうとする人、特に若い人達には大変厳しいハードルと思います。
誰もが安心して立候補できるような地方議会制度を構築することが地方の活性化に繋がるものと確信しています。

しかし二元代表制の一翼を担う議会の権限は、議会関係予算の提案権や執行権が無くまた議会事務局職員の人権も独立してないため、議案の提案・調査あるいは執行機関の批判・監視機能など議会が本来果たさなければならぬ基本的な機能さえも十分に果しえない現状にあり、今後検討を要する問題と考えています。

その一つとして都道府県・市・町村の三共済会は、政府・国会に対して既存の被用者年金制度への加入を実現するよう強く要望しているところでもあります。

更に、町村議会議員の後継者不足も大きな問題であります。どここの町村も財政状況は大変厳しく、議員は手弁当に近い状態で議会運営を行っているのが

これからの群馬県の町村及び町村議会の発展のため微力ながら全精力を傾注してまいっている所存でありますので、議長並びに議員各位のご支援・ご協力を宜しくお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

謹賀新年

平成二十五年元旦

【群馬県町村議会議長会】

会長 高橋 正

副会長 青木 一次
(上野村議長)

〃 竹内 良太郎
(長野原町議長)

理事 浅見 武志
(玉村町議長)

〃 吉田 恭一
(甘楽町議長)

〃 高橋 正治
(片品村議長)

〃 関根 慎市
(明和町議長)

監事 菅谷 光重
(東吾妻町議長)

〃 安田 博敏
(大泉町議長)

事務局長 岩崎 謙二

外職員 一同



町村トップ通信



片品村のご紹介

片品村は群馬県の東北端に位置し、北は新潟、福島県に、東は栃木県に接しています。

尾瀬国立公園、日光国立公園の二つの公園があります。尾瀬をはじめ、関東以北最高峰の日光白根山などの二〇〇〇メートル級の山々に囲まれた観光と農業を主産業としています。

この山々から湧き出る水は「平成の名水百選」に認定され、村内の各家庭に水道水として配給しています。

標高一〇〇〇メートルあまりの高原野菜・果樹は昼夜の寒暖の大きいことから大変味が良く、皆さまから好評を頂いております。

四月の雪解けと共に花咲地区のザゼンソウの開花に始まり、越本・大清水の水芭蕉、尾瀬の水芭蕉と開花していきます。六月には武尊牧場のレンゲツツジ、白根山のシラネアオイ、七月には尾瀬のニッコウキスゲ、岩鞍のユリ園等と、春から秋に

みんなの尾瀬を、 みんなで守り、みんなで楽しむ

片品村長 千明 金造

かけて様々な花が咲き、秋には日本ロマンチック街道等々、紅葉も楽しめる四季を通して片品の自然の良さを堪能していただけます。

片品村のシンボル尾瀬

平成十九（二〇〇七）年八月三十日、本州最大の湿原である尾瀬が日光国立公園から分離独立して、我が国二千九番目の国

立公園として誕生いたしました。尾瀬ビジョンの基本理念は「みんなの尾瀬を、みんなで守り、みんなで楽しむ」であります。しかし、「みんなの尾瀬を、みんなで守り」は多くの人に理解をしていただけても、「みんなで楽しむ」については、決して人に優しい尾瀬ではありませんでした。そうしたことから、

体に障害のある方や高齢で尾瀬への入山をあきらめていた方々にも、尾瀬の素晴らしい自然を楽しんで頂けるようにと、長年

一般車両規制されていた富士見下、富士見峠間を、平成二十三年度から、有料ではありますが車での利用が可能となりました。

た。また大清水・一ノ瀬間につきましても、群馬県において電気バスを入山者が利用できる、社会実験が同年より実施されております。入山者の分散化が進みより多くの人に尾瀬の素晴らしい自然を楽しんで頂けることを期待しております。

片品村のシンボルでもある尾瀬国立公園は、近年特に鹿による貴重な高山植物の食害が深刻な問題となっております。尾瀬に鹿の生息が確認されて以来、高山植物の食害の危険性が指摘されてまいりました。尾瀬は特別保護地区として環境省の所管でもあり、抜本的早急な対応が多くの関係者から強く求められております。

地球温暖化が進む中で尾瀬の生態系に悪影響が心配される、外来種ともいえる「草木」の除去の必要性を始め、豊かな自然を守り後世に引き継ぐために、関係者との協力が不可欠であり、今後も真に尾瀬の自然を守ると共に、保護を超えない利用に取り組む所存であります。

第五十一回全国中学校スキー大会
平成二十六年二月二日（日）から五日（水）まで第五十一回全国中学校スキー大会のアルペ



平成18年尾瀬国体アルペン競技会場

ン、クロスカントリー競技がスノーパーク尾瀬戸倉、武尊牧場スキー場を会場として開催されます。

大会には全国各都道府県の予選を勝ち抜いた選手約八百名と、関係者約四百名が来村し中学No.1の座をかけ、競い、交流を図ります。

片品村では、過去にも昭和六十年と平成十八年に国体冬季大会スキー競技会、平成六年と平成十七年に全国高校スキー大会を開催しています。

片品村は都心から二時間程度と近く、関東近県にない素晴らしいパウダースノーの七つのスキー場があります。全国から中学生を迎えるスキー大会が、低迷するスキー産業の活性化につながるよう願っています。



道州制の何が問題か

全国町村会 調査室長 坂本 誠

平成二十四年十一月に開催された町村長大会にて、全国町村会は、道州制の導入に反対する特別決議を採択した。平成二十年度町村長大会に続いて再度の特別決議を採択した背景には、衆院選を控え、自民党が公明党とともに「道州制基本法案」を国会に上程しようと準備していることへの危機感があった。

本稿では、今回の特別決議、ならびに自民党の道州制基本法案をふまえて、道州制の問題点を解説する。なお文責は私個人にあり、全国町村会としての公式見解ではないことを申し添えておく。

道州制は、さらなる町村合併をもたらし、自治を衰退させる

自民党の道州制基本法案には、「基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限を

おおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築する」と定義している。すなわち、「基礎自治体」は、従来の市町村が行ってきた事務に加えて、都道府県の事務も承継することになる。逆に言えば、都道府県の事務を承継できない市町村は「基礎自治体」たりえないこととなり、一定の人口規模と行財政能力を判断基準にして「基礎自治体」が整備されることになる。

合併とは明記していないが、「基礎自治体」の設置基準が市町村合併を前提としていることは明白である。道州制のスタートまでに市町村合併が先行されるかどうかは定かではないが、事務権限の受け皿を整備するという名目で合併が進められることになる。このように、道州制が想定する「基礎自治体」は、「基礎」という意味合いが曖昧になるほど大規模となり、本当

に住民に身近な場所での自治を実現する「基礎的な地方公共団体」になりうるのか、極めて疑問い。

自民党の道州制基本法案は、合併によって消滅する「従来の市町村の区域において、地域コミュニティが維持、発展できるように制度的配慮を行う」としている。しかし、町村と異なり、「地域コミュニティ」に財源保障はなく、対外的な政治的代表性も希薄である。「地域コミュニティ」内の住民の判断を最終的にどう扱うかは、合併によって新設された「基礎自治体」に委ねられることとなる。失われた町村の自治を「地域コミュニティ」で代替できるとは考えられない。

なぜ都道府県を廃止して、「道州」を設置する必要があるのか

都道府県は百二十年も存続し、単なる行政区域ではなく、

地方自治の営みにとって不可欠な帰属意識と県民性を育む単位として根付いている。いま、なぜ、都道府県を廃止して、人為的に「道州」という新しい単位をつくる必要があるのか、道州制推進論は明確な説明をしていない。百二十年経過して手垢がついたからだとか、明治維新になぞらえて「廃県置州」などという向きもあるが、統治機構を大きく変革する理由としては、まったく説得的でない。

都道府県が小さすぎるということはない。たとえば連邦制国家のアメリカ合衆国でも、人口が五十〜百万人程度の小州が存在しているが、小さいから合併しようなどという議論はない。にもかかわらず、日本では、これより遥かに大規模な「州」と呼ばれる地方自治体を作ろうとしており、なんとも奇妙な発想である。

生活圏・経済圏の拡大に伴う政策課題の広域化に対応するた

めという説明も見受けられるが、政策課題ごとに影響範囲は多様であり、たとえ道州制を導入しても、自治体間を横断する政策課題やそれに伴う広域調整から無縁とはなりえない。むしろ、独立性の高い「道州」を設置することにより、「道州」間の広域調整が難しくなることも考えられる。広域調整の充実に先ず検討すべきではないか。

地域間格差はむしろ拡大する

自民党の道州制基本法案は、道州制の導入によって「東京一極集中」を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出し得るようになり、その結果、地域間格差は是正される」と説明する。しかし、「道州」間の競争では、税源の豊かな東京や、既にインフラが整っている地域が明らかに有利である。道州制は、むしろ税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への富の集中を招き、地域間格差は一層拡大すると考えられる。

「道州」内でも、「州都」への集権、投資の集中が強まり、「州都」以外の旧県庁所在地や、

周辺の中大都市、農山漁村を多く抱える町村は衰退する。これにより、「道州」内の中心部と周縁部の格差も拡大する。しかも、これまで格差を是正するセーフティネットを担ってきた国は、道州制によって機能を大きく縮小する。地域間競争によって経済的不利益を被り、疲弊した地域を誰が救済するのか。

道州制は国を弱体化させる

道州制推進論は、国（外交・防衛・司法）と地方の役割（内政全般）を切り分け、国の役割を極力限定すべきとしている。しかし、国と地方の役割は、明確に切り分けられず、相互作用の上に成り立っている。内政と外交は切り分けられないのが国際政治の常識であり、国が内政に関与しないとするのは現実からかけ離れた空論である。

グローバルに活躍する日本企業でさえ、国内では関税や貿易ルールによる保護を受けているほか、競争力強化に向けた産業基盤整備や研究開発への助成、租税優遇措置などの形で、中央

政府の強力な支援を受けている。産業政策や通商政策を「道州」に任せれば日本経済が活性化するなどというのは、グローバル経済における中央政府の役割を軽視し過ぎた妄想ではないか。

また、道州制は国の経済政策の機動性を低下させる。道州制導入後、中央政府の財源は大幅に縮小され、役割も限定される。結果として、主たる財政政策は「道州」および「基礎自治体」が担うこととなる。一方、通貨政策を含め金融政策は中央政府に残される。昨今、財政政策と金融政策の連携の必要性がさかんに議論されているが、道州制が導入されれば、財政政策と金融政策の連携はこれまで以上に難しくなると考えられる。

道州制は、安全保障上の大混乱にもつながりかねない。道州制は「世界中から資本、企業、技術、人材、情報を呼び込む単位」、「そのための産業基盤を確立する単位」を創り出すことであるとする主張がある。しかし、仮に各道州が、外国人就労、外国為替・貿易の規制緩和、地域通貨の自由発行などを行えば、日本の国民的統合は大きく傷つ

き、日本は国家の体をなさなくなる。

そもそも、連邦制、もしくは道州制と同様に独立性の高い地方政府を設けている国は、国の成り立ちそのものが日本とは異なる。近年、スペイン・ベルギーが自治州制度、連邦制をそれぞれ採用したのは、国内の民族間対立が激化し、国家分裂の危機を恐れたことである。

以上のように、道州制は、その現実性を欠いた国家像を振りまくことにより、日本と競争関係にある他国にとっては好都合な日本国弱体化路線を招く可能性が高い。国家としての競争力、外交力、防衛力が問われるこの時代に、差し迫った必要性もなく、さしたるメリットもないのに、敢えて道州制を導入などするのは、いかにも「平和ボケ」していると言わざるをえない。

道州制によって、税財政はどうなるのか

これまでは全国レベルで道府県・市町村の財政調整・財源保障を実施してきたが、道州制導入後の制度設計について、道州制推進論は議論を先送りにし

ている。「道州」間の財政調整に関してはいくつかの案が提示されているものの、市町村の財源を「誰が」「どこまで」「どのように」保障するのは明らかでない。

仮に「道州」内の市町村の財政調整、財源保障が道州庁の判断に委ねられるとすれば、道州によっては、選択と集中の論理により、都市部に手厚く財源を配分するところもあるだろう。財源の乏しい道州では、市町村に十分な財源保障ができない恐れもある。こうして、所属する「道州」によって社会保障・社会基盤整備の格差が生じる可能性が大きい。

国から地方に税財源が移転するに伴い、国の抱える巨額の債務の大部分が地方に移管される可能性がある。赤字国債、不足する交付税財源の穴埋めとして発行された臨時債を償還するための財源を誰がどのように確保するのかも、大きな問題である。また、これまでは国が暗黙の債務保証をすることによって地方債の信用力を担保してきたが、道州制導入後はどうするのだろうか。

おわりに「真の分権への道を歩もう」

道州制推進論者は、地方分権を推進するために道州制が必要だと主張する。国と「道州」「基礎自治体」のパイプをできるだけ細くし、「道州」「基礎自治体」の独立性を高めることにより、分権がさらに進むのだと説明する。しかしこれは国から地方への「分権」とは言えない。国と地方自治体の「分断」であり、国の「分割」である。

地方分権は、国と地方を「分断」し、国を「分割」することを目指しているのではない。これまで国と地方自治体をつなぐパイプには、国から地方自治体に向けて一方通行の流れしかなく、パイプに何を流すかは、国がほぼ一方的に決めてきたと言っている。地方分権が目指すのは、パイプの流れを現状の一方通行から双方向にすることであり、決してパイプを細くしたり切断したりすることではない。しかも、道州制は、地方分権改革の目指した方向性とはまったく逆の、「国→地方」の一方的な関与を通じて進められよう

としている。自民党基本法案では、「住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継させ」としているが、これは、補完性の原理及び近接性の原理に基づく本来の分権改革ではなく、「小さい国」を実現するための事務権限の下方的な押しつけであり、その結果として、事務権限を承継できない小規模町村の存在を否定しようとしている。

方公共団体を作り出すだけであり、これまで育まれてきた多様な暮らしや自治の営みを一気に消滅させるものである。地域ごとの多様性が失われた均質的、画一的な国家は、ひとたび困難に直面すればあまりに脆く、持続可能ではない。

住民の地域に対する愛着や誇りが、地域を磨き上げる原動力となり、地域ごとの多様な暮らし、多様な自治の営みを育んできた。こうして育まれた地域ごとの多様性が、日本という国を強靱なものにし、幾多の困難を乗り越え、永らえさせてきたのだ。多様な暮らし、多様な自治を大事にして、しなやかで粘り強い、強靱な国を、子々孫々にまで受け継いでいくためにも、「道州制」というまやかしの惑わされることなく、「本来の地方分権」を進めていきたい。

プロフィール 坂本 誠（さかもと まこと）

一九七五年高知県生まれ。東京大学法学部、工学系研究科を経て、二〇〇七年東京大学大学院農学生命科学研究科単位取得退学（途中、高知県橘原町地域振興アドバイザーとして一年間赴任）。とっとり政策総合研究センター、農研機構農村工学研究所を経て二〇一二年より現職。博士（農学）。

道州制導入反対の 特別決議を採択



全国町村長大会

平成24年11月21日正午から、東京都渋谷区のNHKホールにおいて、全国町村長大会が開催された。

この大会は、町村長の総意を結集して、農山村の持つ多面的な価値の重要性を訴えるとともに、それぞれの町村が地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるように、多様で個性溢れる町村の実現を目指す目的で開催されたもので、全国の町村長、各都道府県町村会関係者及び来賓の野田佳彦内閣総理大臣、平田健二参議院議長、森田高総務大臣政務官など約千五百人が出席して開催された。

藤原忠彦全国町村会会長（長野県川上村長）は開会にあたり、「地域の発展のための重要課題が山積しており、我々町村長は、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進しなければならない。誇りある、それぞれの地域づくりのために、今後とも、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいきたい。」と挨拶した。

次に、野田内閣総理大臣が「地域において自由な財源を確保し、自由に物事を決められる制度を推進するため、地域主権

改革をこれからも着実に進めていくのが今問われている。国と地方が対等なパートナーとして、これからも重要な施策を一緒に相談しながら進めさせて頂きたいと考えているので、ご理解をお願いする。」と挨拶した。

野田総理の挨拶後、平田参議院議長、総務大臣代理の森田総務大臣政務官、高橋全国町村議会議長が会長が挨拶を行った。

その後、町村長への応援メッセージとしてフリーアナウンサーの青山佳世氏が登壇、「地方から都会に出てきた人が、故郷

決

議 町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、低迷を続ける経済情勢による税収の減少、基幹産業

の重要性に気づかないまま暮らしており、そういった人達にまち・むらの大切さを伝えていきたい。この日本の大切な原点である宝を、町村の皆さん達がしっかりと住んで、都会に住む人達とも手を取り合って守っていき、後世の子ども達に元気で輝く町村を残していけるよう頑張りましょう。」と参加町村長を激励した。

最後に、議事として、決議・特別決議及び大会意見を審議し、それぞれが採択・決定され大会を閉じた。

議

である農林水産業の衰退など極めて厳しく、さらにTPPに関する議論の帰趨によつては、一層深刻な状況となることが懸念されている。

加えて、東日本大震災の被災地における本格的な復興をはじめ、わが国の再生を進めていくためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資

源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よつて、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

一、東日本大震災からの早期の復興をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
一、真の地方分権改革を強力に推進すること。

一、地方交付税を還元・増額するとともに、財源調整・財源保障の両機能を堅持すること。

一、自動車取得税及び自動車重量税を見直す際は、町村の代替財源の確保を前提とすること。

一、食料・木材自給率の向上により、農山漁村の再生・活性化をはかること。

一、地域経済・社会の崩壊をまねくTPPには参加しないこと。

一、国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化をはかること。

一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。
以上決議する。

道州制導入反対の特別決議

我々は平成二十年の全国町村長大会特別決議以来、一貫して道州制の導入には反対してきた。

なぜなら、道州と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いるこ

となれば、我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの農山漁村の自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながるからである。
現存する町村と多様な自治のあり方を決して否定してはならない。

一方、これまでの道州制論議は、国民的な議論がない中で、現行の都道府県制度のどこにどのような問題があるのか、道州制は一体何をもたらすのか、道州制での国と道州、基礎自治体の具体的な役割、税財政制度等について明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけを先行させ、主権者たる国民の感覚からは遊離したも

のとなっている。
道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものである。また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も拡がり、道州と住民の距離が遠くなつて、住民自治が埋没する懸念すらある。

もとより、どの地域においても国民一人ひとりが安心して暮らすことのできる国土の多様な姿に見合った多彩な市町村の存在こそが地方自治本来の姿であり、この国の活力の源泉であることを忘れてはならない。
よつて、我々は、改めて道州制の導入に反対していく。

平成24年度

法令外負担金等規制委員会を開催

群馬県市長会及び群馬県町村会が事務局となり、十二市長及び県町村会理事で構成する法令外負担金等規制委員会が、平成二十四年十一月九日に群馬県市町村会館特別会議室で開催され、規制対象五十一団体から提出された平成二十五年度市町村負担金の

取り扱いについて審議した。
平成二十五年度負担金については、慎重審議の結果、次のとおり各団体の法令外負担金を規制することを決定するとともに、関係団体へ協力要請した。

I 規制結果

【10・11・12ページのとり】

II 平成二十五年度法令外負担金等の審査方針

1 基本方針

東日本大震災から一年以上が経過し、復興への歩みが進められているものの、県内に目を向ければ、放射能汚染土の処理や電力供給不足への対応など、未だ解決し得ない課題が山積している状況である。

こうしたなかにあつて我々市町村は、住民に最も身近な地方政府として、日常生活に欠くこ

とのできない福祉、医療などの行政サービスの提供や都市基盤・防災基盤の整備等に真摯に取り組んでいるところであるが、長引く景気低迷による税収の停滞や世界的な金融不安による円高傾向によって県内輸出関連の製造業の経営に影響が懸念されるなど、地方財政が厳しさを増す一方であることから、今後也更なる行財政改革に徹底的に取り組む、財政体質の健全化に努力していかなければならない。

よつて、市町村が支出する各種団体への法令外負担金等については、これまでも運営内容を聴取しつつ適正な負担を認め、一定の成果を収めてきたところではあるが、市町村財政が巨額

2 具体的審査方針

の財源不足を生じている現状と行財政改革を尚一層推進する観点から、平成二十四年度予算編成に向けて「法令外負担金等規制委員会」を設置し、その抑制と適正支出を図るものとする。

(1)事業内容の聴取の中で不要不急の選別を実施する。

(2)継続する各団体に対する負担金の額は、原則として次のとおりとする。

ア 当該団体における市町村負担金の総額は、前年度同額以内

イ 事業費を構成する各項目の積算単価は、前年度同額以内

ウ 事業費に対する比率によ

る負担率は、前年度同率以内
(3)新規に負担金を必要とする団体は、原則として認めない。
(4)既存の団体にあつても、事業目的及び効果が薄いものについては、負担の停止又は負担期限の設定を行い順次廃止する。

(5)団体の人件費に係る経費の負担は、原則として増額しない。

(6)市町村負担金のみを財源としている団体等について、次の各項に該当するものは原則として負担金を廃止する。

ア 前年度の規制委員会において決定された事項を遵守しない団体

イ 自治体職員の表彰等の経費を支出している団体

団 体 名	委員会決定事項
群馬県防衛協会	平成 25 年度負担金算出方法のとり
群馬県広報協会	平成 25 年度負担金算出方法のとり
群馬戸籍住民基本台帳事務協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとり
群馬県消防長会	平成 25 年度負担金算出方法のとり
群馬県地域づくり協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとり

団 体 名	委員会決定事項
群馬県都市計画協会	市町村負担金の減額に努めること
群馬県街路事業促進協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県農業会議	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
全国山村振興連盟群馬県支部	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県治山林道協会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県国土調査推進協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
社団法人群馬県物産振興協会	規制対象外
群馬県道路協会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県河川協会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県用地対策連絡協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県治水砂防協会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
ダム・発電関係市町村全国協議会群馬県支部	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県観光物産国際協会	市町村負担金の減額に努めること
社団法人群馬県環境保健組織連合会	規制対象外
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会	市町村負担金の減額に努めること
群馬県保育協議会（県社協保育部会）	支出の抑制に努めること
群馬県老人福祉施設協議会	支出の抑制に努めること
公益財団法人群馬県防犯協会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県簡易水道協会連合会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
日本水道協会群馬県支部	当分の間、負担金は無しとされたい
群馬県合併処理浄化槽普及促進協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県一般廃棄物処理施設等連絡協議会	増額を認めず、平成 24 年度負担金算出方法のとおり
群馬県下水道協会	増額を認めず、平成 24 年度負担金算出方法のとおり
群馬県市町村教育委員会連絡協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県町村教育長会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県小学校長会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県中学校長会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県中学校体育連盟	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県公立学校教頭会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり

団 体 名	委員会決定事項
群馬県公民館連合会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県図書館協会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県へき地教育振興会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県へき地教育研究連盟	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県スポーツ推進委員協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県小学校中学校教育研究会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県特別支援教育研究会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県国公立幼稚園教育研究会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県学校保健会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県学校保健給食研究会養護教諭部会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県学校栄養士会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県公立小中養護学校事務研究会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県社会教育委員連絡協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県人権擁護委員連合会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
全国町村下水道推進協議会群馬県支部	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
一般社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま	算出単価を前年度同額（0.8 円）以内とすること

群馬県町村会のホームページ掲載情報

<http://www.gck.gr.jp/>

県内の「町村長の主張」を中心に、全国町村会の各種要望、各種研修日程等を掲載しています。

《掲載情報》

- ・ 本会定期総会における宣言及び決議
- ・ ハッ場ダム建設推進に関する決議
- ・ 過去の宣言及び決議
- ・ 災害共済事業の案内
- ・ 平成24年度本会主催の研修日程
- ・ 平成24年度町村職員研修ガイド

- ・ 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）研修一覧
- ・ 市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)研修一覧
- ・ 自治大学校研修計画
- ・ 平成24年度町村職員採用資格統一試験案内
- ・ 群馬自治掲載コラム
- ・ おすすめの一冊
- ・ パソコン活用法
- ・ 個人情報等保護関係
- ・ 関係団体へのリンク

県予算・施策に関する要望活動を実施

群馬県の平成25年度予算編成に伴い、平成24年10月17日に大澤知事に対し、県内町村が直面している諸課題に関し特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

要望内容及び要請事項については、次のとおり。



大澤知事と正副会長

平成25年度 県予算編成及び施策に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の各町村は、平成二十五年度においても、少子高齢化や財政難を反映して非常に厳しい行財政運営となります。

住民とより密接な関係にある我々町村においては、その長所を活かして住民自治を大切に、自己決定・自己責任の原則の下で、住民との協働により行財政の更なる質の向上及び効率化を図って行かねばならないと認識しております。

県におかれましても、景気の低迷等により引き続き厳しい財政状態であることは認識しておりますが、今回の要請事項は、「地方交付税の充実強化」、「地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続」をはじめ、町村にとつて、特に必要な要請事項ですので、その実現について、特別のご配慮をお願いいたします。

特に、地方交付税は、地域間格差を是正する財政調整機能をもっており、食料の供給、水資

源の涵養、災害の防止、景観の保全等、過去から未来へ、また、先人から子孫へ、美しい日本の国土を守り伝承し続けるべき責務を担う町村にとつては必要不可欠なものですので、県においては、その充実強化について全力で対応願います。

なお、道州制については、政党における検討が進められ、次期国政選挙の複数の政党のマニフェストになりそうな状況です。現行の都道府県制のどこに問題があるのかの議論もほとんどない中で、基礎自治体の規模を無理やり大きくし、住民自治を軽視する効率一辺倒の道州制については、貴職におかれましては都道府県制を自己否定せず、反対の立場をとられますようお願い申し上げます。

一、地方交付税の充実強化について

総務部

地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政

サービスが提供できる財源保障機能」は、町村の運営にとって不可欠なものでありますので、これを堅持すること並びに交付税率を引き上げること及び三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を還元・増額することについて、国への働きかけを要望いたします。

二、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

円高による経済の低迷や個人所得が減少している中、少子高齢化による福祉サービスを是しめとする行政需要は、年々増加の一途をたどり、町村運営、特に町村の財政運営に大きな影響を与えております。半面、町村の貴重な財源である各種税については、世相を反映して収入未済額が増加しており、今後においても復興対策に係る所得税や個人住民税の増税、また消費税の増税等、様々な負担増から税収確保は一層の厳しさが見込まれております。

これまで、町村の税収確保に

については県との連携強化により成果を上げてきたところでありますが、いまだ町村においては、中核職員の育成をはじめとした徴収体制の整備強化が各町村共通の課題と言えます。このような状況の中、各町村は実情を踏まえ創意工夫をもって税収確保に全力をあげておりますが、引き続き、県との連携による税収確保対策が不可欠です。

町村では今後も税収確保を重要課題として努力して参りますので、県におきましては、平成二十五年度以降についても、人員を削減することなく引き続き専任組織を継続され、県税務職員の市町村派遣、合同滞納整理や実務研修制度等の実施、また地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等により県と市町村、更には市町村相互が連携した税収確保体制の更なる充実強化を強く要望いたします。

三、国の出先機関改革について

総務部

政府においては、広域連合制度をベースとした特定広域連合に国の出先機関の事務等をプロ

ック単位で移譲する「国の特定
地方行政機関の移譲に関する法
律案（仮称）」の検討がなされ
ていますが、本県の町村は、国
の出先機関が実施している事務
等に密接不可分な利害関係を有
する市町村に対して、この出先
機関改革についての具体的な説
明や協議等が十分に行われてこ
なかつたと認識しております。

また、本県の町村は、広域連
合長（本県知事ではない場合）
に危機管理を依頼すること及び
希望するブロックから移管する
ことにより一国二制度となるこ
とに強い違和感があります。

さらに、地方分権という時代

四、道州制について

総務部

現行の都道府県制のどこに問
題があるのかの議論もほとんど
ない中で、基礎自治体の規模を
無理やり大きくし、住民自治を
軽視する効率一辺倒の道州制に
ついては、政党における検討が
進められ次期国政選挙の複数の
政党のマニフェストになりそう
な情勢ですが、それが地域間格

の趨勢はあっても、地域の安
全・安心な社会基盤整備及び大
規模災害時における国の果たす
役割は非常に重要で、各地域と
密着した活動を行っている国道
事務所や河川事務所等の現地事
務所への町村の期待は今後とも
大きいものがあります。

以上のことから、国の出先機
関改革の検討にあたっては、地
域住民の安全・安心に直接責任
を有し、地域の実情に精通して
いる市町村と十分な協議を行
い、その意見を反映させて慎重
に対応するよう国や全国知事会
への働きかけを要望いたしま
す。

五、予防接種の国に よる財源措置等 について

健康福祉部

予防接種法の定期接種におい

る新たなワクチンについては、
自治体の財政力により格差が生
じることのないよう国が責任を
もって財源措置するよう国への
働きかけを要望いたします。

また、国は平成二十四年度ま
で三ワクチン（子宮頸がん、H
i b、小児用肺炎球菌）を対象
とするワクチン接種緊急促進事
業を実施していますが、平成二
十五年度以降も引き続き接種で
きるようにするため万全の財政
措置を講じるよう国への働きか
けを要望いたします。

六、国の妊婦健康診 査臨時特例交付金 の継続に関する国 への働きかけにつ いて

健康福祉部

近年、出産年齢の上昇等によ
り、健康管理がより重要となる
妊婦が増加傾向にあるとともに
に、経済的な理由等により健康
診査を受診しない妊婦もみら
れ、母体や胎児の健康確保を図
る上で、妊婦健康診査の重要性
必要性が一層高まっていること
です。

このため、妊婦の健康管理の

充実及び経済的負担の軽減を図
るため、妊婦健康診査に必要な
経費を交付することにより、安
心して妊娠・出産ができる体制
を確保することを目的として平
成二十一年度から平成二十四
年度までの国の交付金として「妊
婦健康診査臨時特例交付金」
（補助率…国が二分の一）が都
道府県を経由して交付されてい
ます。

少子化をめぐる社会環境は変
わっておりませんので、平成二
十五年度以降、市町村において
は引き続き、妊婦の健康診査に
係る助成制度を継続する必要が
ありますが、国負担分を肩代わ
りできる町村はありません。

つきましては、当該交付金に
ついて、平成二十五年度以降も
継続するよう国への働きかけを
要望いたします。

七、国民健康保険の 運営の広域化につ いて

健康福祉部

年々増加する医療費は小規模
町村の財政を圧迫し、深刻な課
題となっています。後期高齢者
医療制度については、その運営

がすでに県レベルで行われてい
るところですが、国民健康保険
制度についても県レベルでの運
営が望ましいと考えます。

現在、国でもこのような方向
での検討が行われているところ
ですが、早期に実現するよう、
県においても、国や全国知事会
への働きかけ等適切に対応され
ますよう引き続き要望いたしま
す。

八、「尾瀬学校」の 継続実施及び「渡 良瀬学校」（仮称） の創設について

環境森林部

群馬の子どもたちが一度は尾
瀬を訪れ、少人数グループによ
る質の高い自然体験を通して身
近な自然を守ることの大切さを
学んでもらうため、宿泊を伴っ
た「尾瀬学校」を実施していた
だきたく宿泊の県費補助を要望
いたします。

また、水鳥などの生育地とし
て国際的に重要な湿地の保全を
目的とするラムサール条約に新
たに登録された渡良瀬遊水地
は、ヨシが群生する本州最大級
の湿地が広がり、美しい自然と

貴重な生態系を持ち、「自然の宝庫」と称されています。そのような渡良瀬遊水地は「環境教育の場」にふさわしいので、群馬の子どもたちが一度は渡良瀬遊水地を訪れ、自然に親しんでもらい、自然を守ることの大切さ、ひいては地球の環境を守ることの大切さを学んでもらうため、「尾瀬学校」と同様に「渡良瀬学校」（仮称）の創設を望みます。

九、尾瀬国立公園内の有害鳥獣の捕獲等について

環境森林部

近年、尾瀬国立公園内では、ツキノワグマ及びシカが多く出没し被害などの被害が拡大しています。

ツキノワグマについては、人身事故等が懸念されるため、出没が確認された場合については、登山者への注意を呼びかけたり、追い払い等を行って対処しているところです。（財）尾瀬保護財団を実施主体として保護管理（学習放獣や有害捕獲等）等も計画されていますが、片品村では費用負担できず、苦慮し

ているところです。シカについては、近年尾瀬内に進入している頭数が増加し、ニッコウキスゲ等の芽を食べたり、湿原を荒らしたりして被害が拡大傾向にあります。環境省が国立公園外での捕獲等試みていますが一向に個体数が減少しない状況です。

つきましては、尾瀬国立公園内における有害鳥獣の捕獲等について、県として適切に対応願うとともに、（財）尾瀬保護財団が計画している保護管理に係る地元市町村負担金について、県の財政的支援を要望いたします。さらに、尾瀬国立公園内の立入禁止区域における捕獲方法の検討等、国としての適切な対応についての働きかけを要望いたします。

十、農産物の風評被害払拭に向けた取り組みについて

環境森林部・農政部

東京電力福島第一原子力発電所事故により依然として農産物への風評被害が残っております。とりわけ、菌床しいたけについては、強い風評被害に見舞

われ、取引が停止し、また価格が下落し、生産者及び町村はその対応に苦慮しております。つきましては、東京電力への損害賠償請求において、県として十分な支援を行うとともに、農産物の風評被害払拭に向けた適切な取組を要望いたします。

十一、「農地利用集積促進事業」補助金の要件緩和と奨励金の対象拡大について

農政部

農業従事者の高齢化や減少により生産力が低下する中、耕作放棄地も年々増加しております。

十二、六次産業化推進支援制度の創設について

農政部

現在、農林水産省においては、六次産業化の推進が図られているところですが、国の支援制度は事業規模等の面で地域の実状に合わず、実際の活用が難しいところ です。

す。農業を維持・発展させていくためには、農地の利用権設定等により農地の効率的な利用を図るとともに、経営規模拡大による安定的な農業経営体を育成するための制度が必要です。

農業者戸別所得補償制度（規模拡大加算措置）は面積集積を要件としているなど、国の支援対象とならない面積集積が困難な地域においても、農地の有効活用を図るためには、農地の適切な利用権設定は必要不可欠となります。

現在、県では、認定農業者が農地の集積を行い、賃借権の設定をした場合（六年以上）に奨励金を交付することになっております。これを、一般農業者で

も利用権設定（使用貸借権設定も含む。）した場合は、貸し手、借り手共にこの奨励金の交付対象とするよう要望いたします。

	現 行	要 望
集積対象者	認定農業者	一般農業者
集積期間	6 年以上	5 年以上
奨励金の交付	認定農業者	一般農業者 (貸し手、借り手)
集積面積	平均耕地面積の 2 倍	基準の緩和

十三、ハツ場ダムの建設推進について

県土整備部

ハツ場ダムについては、昨年十二月二十二日に前国土交通大臣が建設継続を表明しました

町村においても同様であると考えられますので、県においても六次産業化を財政面で支援する制度の創設を要望いたします。

が、平成二十四年度予算の本体関連事業費は現在も配分されておりません。

近年、局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、洪水による災害の発生はいつ起きてもおかしくない状況にあります。八ッ場ダムは洪水から下流域の暮らしを守り、水需要に対応するダムであるとともに、吾妻地域にとつては観光の拠点となる施設でもあります。

群馬県におかれましては、下流都県と協力のうえ、平成二十四年度ダム本体関連予算の早期執行と、現計画どおりダムを完成することを、強く、政府及び国会に働きかけていただきますよう要望いたします。

十四、上信自動車道の整備推進について

県土整備部

上信自動車道は、群馬県の七つの交通軸の一つ、吾妻軸として、吾妻地域の観光を始めとする地域経済の活性化に地域住民の期待も大きいものがあります。

吾妻地域の指定路線では、一部暫定ですが供用開始された八

ッ場バイパス、五月に着工した祖母島～箱島バイパス、用地対応を始める吾妻西バイパスについては、整備区間として推進していただくとともに、吾妻地域内に残る調査区間についても、早期に整備区間の指定をしていただくよう国への働きかけを要望いたします。

十五、駒寄スマートICへのアクセス道路（県道前橋・南新井線）の早期整備並びに前橋南ICへのアクセス道路の南への延伸及び利根川新橋の架設について

県土整備部

①駒寄スマートICへのアクセス道路（県道前橋・南新井線）の早期整備について

上毛大橋延伸道路については、吉岡・渋川線バイパスから

県道高崎・渋川線までの間を駒寄スマートICへのアクセス道路として整備が進められていますが、早期の整備をお願いいたします。また、そこから西側部分の県道高崎・渋川バイパス間についても、県央地域の産業の

振興に資するとともに、陸上自衛隊第十二旅団が高速道路を利用して被災地に行く際にも必要な道路であり、県道認定と早期事業化を要望します。併せて駒寄スマートICについて、一般のICへの昇格を要望いたします。

②前橋南ICへのアクセス道路の南への延伸及び利根川新橋の架設について

主要地方道前橋玉村線は、前橋市の国道17号を起点とし、前橋・高崎地方拠点都市地域、前橋南部拠点地区を経由して、玉村町に至る都市間を結ぶ主要な道路であり、地域連携を高める利便性を備えた重要な路線です。また、この路線は北関東自動車道前橋南ICへのアクセス道路として、主要地方道高崎駒形線から南下し主要地方道前橋玉村線までの区間が県道に昇格し、四車線の幹線道路として整備されました。

つきましては、引き続き主要地方道前橋玉村線以南につきましても、同バイパスとして延伸させるとともに、北関東自動車道前橋南ICの活用と、県央南部地域における産業の振興、地域経済の発展を図るために、利

根川新橋の架設を要望いたします。

十六、過疎町村における県が管理する道路及び一級河川内の野生動物の死体処理に係る県の対応について

県土整備部

近年、山間部の過疎町村においては、シカ等の野生動物が増えているため、それらの自然死も増えており、県が管理する道路や一級河川内の死体処理件数が年々増加し、その処理に苦慮しています。

特に一級河川内の処理については、日頃から管理していないので、様子が分かりにくく、発見者からの通報にも時間が経過すると死体の腐敗も進みます。そのうえ、南牧村のように谷が深いところでは、死体を収容するために役場職員が四、五人がかりで引き上げているという状況です。職員数が少ない過疎町村において、これからますます増えると予想される野生動物の死体処理を考えると、今後の業務の遂行が懸念されます。

つきましては、県の過疎町村

への支援策として、過疎町村における県が管理する道路及び一級河川内の野生動物の死体処理について、道路管理者又は一級河川管理者としての適切な対応を要望いたします。

十七、「浄化槽エコ補助金」制度の継続について

県土整備部

汚水処理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽エコ補助金」制度が創設され、平成二十四年度においてもその制度を継続実施していただいた効果により、町村では単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

住民負担額を軽減する「浄化槽エコ補助金」を継続していただくことにより県内市町村において合併処理浄化槽への転換が促進され、全国的に低い群馬県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質改善が図られることが期待できますので、当該補助制度の平成二十五年度における継続を要望いたします。



目指せ！六次産業化

群馬県町村議会議長会理事
(明和町議会議長) 関根 慎市

明和町は、群馬県の最東南端に位置し、東は板倉町、南は利根川を隔て埼玉県羽生市、北は谷田川を挟んで館林市、西は千代田町に接しています。

あり、都内まで一時間程度と近く、都内までの通勤客が多くなっています。

川俣事件衝突の地

地形は東西一キロ、南北三キロと細長く、面積は一九・六七平方キロ、西部地区から東部地区にかけて緩やかな平地が続き、町を中央で区切るように東武鉄道伊勢崎線が南北に走り、平成四年には複線化も図られ、都心への通勤時間が短縮されました。また、昭和四十七年には、町の東部地区を横切る東北自動車道も完成し、館林インターチェンジまで十分足らずの距離に

一方で「日本公害史の原点を刻む町」としても広く知られています。明治三十三年、足尾銅山から渡良瀬川に流出した鉍毒が大きな被害を及ぼし、業を煮やして創業停止を求め集まった農民と、これを阻止する警官隊が川俣の渡しで衝突し、大惨事となりました。翌年の明治三十四年には、田中正造の直訴を引き金として世の中の反公害運動が活発になり、鉍毒問題は政治問題化しました。現地には当時の事件を語る記念碑が建立されています。

活かせ六次化

本町には、良質の米・果実・野菜・花卉類などが肥沃な土地

の恩恵を受けて実り豊かに栽培されています。中でも明和町の特産の一つである梨の栽培については歴史も古く、明和村誌によれば、明治四十三年八月の利根川の氾濫と、数次の大雨により田畑は半年にわたる冠水により稲・豆類は打撃を受ける中、梨だけは棚に着いていたので収穫が出来、これを販売してわずかな収入により急場を凌いだとあり、その後に梨の栽培が増加したと記しています。梨栽培の現況は、昭和四十年代の最盛期には栽培面積四〇畝、栽培戸数百戸を誇っていたが、後継者不足により今では栽培面積一五畝、栽培戸数四十三戸にまで減少しています。それでも何とか現状維持を目指す生産者組合は、梨の栽培は、整枝・剪定がむずかしいと言われている中、平成二十四年より梨栽培の新技術「ジョイント栽培」の導入を

予定しています。この工法は、主枝をジョイント（連結）することにより剪定の簡素化、作業の単純化が図られ、苗木から結果（実がなること）が十年と言われるものが半分の五年で結果すると言われており、新規参入者向けの工法と言われています。生産組合は、規模は小さくともオンリーワンの梨産地を目指すと熱く語っています。

また町では梨を使った商品開発を研究し、平成十九年より梨ワインの製造を手掛け、今までに合計一万五千本を超えるワインの製造・販売を行っています。また、平成二十三年からは梨ゼリーや梨プリンの商品化（清涼飲料水）を六万本製造し、コンビニ・スーパーで商品名「梨の雫」として売り出しています、完売しています。

議会の活性化へ

住民の代表としての議会の在り方が論じられて久しく、また、二元代表制の一翼を担い、住民の直接選挙で選出されている合議体としての議会への期待も増しています。我が町議会も毎年慣例的に行ってきた決算の審

議方法を「審議の流れを変えてみては」と、昨年の九月議会の決算審議の方法を議会運営委員会に諮り、各課ごとに時間割りして会期内に二日間の決算審議日を組み込み、計四日間の審議を行ってきました。初めての取り組みとなったため、説明員・議員双方にとまどいもあったが、すでに終わった事業実績とはいえ、各種事業への認識が深まったと感じています。そして、今後の所管課事務調査や委員会活動へと繋ぐ手がかりになればと思っています。

今後あまり気負いせず、できるところから取り組み、住民との距離を一步でも二歩でも近づけることができればと期待しています。



梨ワイン、梨プリン、梨ゼリー

真の分権型社会の実現を目指して

第五十六回町村議会議長全国大会・第三十七回豪雪地帯町村議会議長全国大会／東京・NHKホール

第五十六回町村議会議長全国大会及び第三十七回豪雪地帯町村議会議長全国大会は、昨年十一月十四日（水）、東京・NHKホールで合同開催された。

大会は小坂副会長（徳島県）の開会のことば、国歌斉唱に続き、高橋会長（群馬県）の挨拶、杉浦副会長（滋賀県）の大会宣言Ⅱ別記Ⅱのあと、野田総理大臣事に入り、要務事項を審議

したのち、一般決議、特別決議Ⅱ別記Ⅱを満場一致で採択し、閉会した。

大会終了後、地方財政審議会会長・東京大学名誉教授 神野直彦氏の「地方財政の現状と課

題」と題する特別講演が行われた。

講演会終了後、地元選出国会議員並びに関係方面へ陳情を行った。

第56回 町村議会議長全国大会

【宣言】

我々町村は、国民の生命を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、長引く景気の低迷に加え、歴史的な円高やデフレなどの影響から経済・雇用

情勢は悪化し、地域の活力は減退の一途をたどっている。さらに、東日本大震災による社会的・経済的な影響は、被災地のみならず我が国社会全体に及んでいる。こうした中であって、

町村は、以前に増して厳しい立場に立たされている。

このような状況を打開し、地域を再生するためには、東日本大震災の復興を、引き続き集中的・積極的に実施するとともに、自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

国は、地方分権改革を推進するため、昨年、第一次一括法及び第二次一括法を制定したが、依然として残された課題は多く、これまで以上に全国の町村の声に十分耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを大い



大会風景



開会挨拶を行う高橋会長（群馬県）

に期待するものである。

我々議会は、本日、「第五十六回町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

【決議】

- 一 東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する
- 一 分権型社会の実現を期する
- 一 町村財政の強化を期する
- 一 議会の機能の強化を期する
- 一 農林水産業振興対策の強化を期する
- 一 中小企業振興対策の強化を期する
- 一 環境保全対策の推進を期する
- 一 情報化施策の推進を期する
- 一 地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する
- 一 少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する
- 一 教育・文化の振興を期する
- 一 交通及び生活環境の整備促進を期する
- 一 消防体制の強化を期する
- 一 国土政策の推進を期する
- 一 基地対策の推進を期する
- 一 特定地域の振興を期する

東日本大震災からの早期復興に関する特別決議

昨年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国にとって未曾有の大災害をもたらし、その影響は全国に及んでいる。

国は、これまで様々な財政措置、所要の法整備を行うなど、被災地を支援する体制を構築してきたところであるが、本格的な復興に向けた歩みは遅く、国と地方が力を合わせて総合的に取り組む必要がある。

特に、福島第一原子力発電所事故については、ふるさとへの帰還を一刻も早く実現するため、除染、損害賠償、避難住民への支援等を国の責任において推進すべきである。

また、将来、想定される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等の大規模地震や台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を抜本的に見直すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

1 被災地域が一刻も早く復興

できるよう、平成二十五年度以降も引き続き必要な財源を確保すること。

2 被災自治体に対する人的支援等が中・長期に亘り円滑に行えるよう、平成二十五年度以降も派遣体制の整備と財政措置を講じること。

3 災害廃棄物の広域処理について、国の責任により、全国の自治体の理解と協力を求めるとともに、それに係る経費は全額国の負担として実施すること。

4 地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産復興マスタープラン」に基づく施策を速やかに実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

5 福島第一原子力発電所事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とするとともに、賠償金の支払いを迅速化すること。

6 将来、発生が予想される地震・津波等による大規模かつ

広域的な災害に対応するため、災害対策法制の抜本的な見直しを図ること。

真の分権型社会の実現に関する特別決議

地域のことは、地域が責任を持つて決める。このことこそ地方分権改革の基本であり、国は国家存立及び国家基本戦略に係る役割に専念し、地方のことは地方に任せるべきである。

義務付け・枠付けの見直しや都道府県から市町村への権限移譲を定める一括法が、昨年二次にわたり成立したことは、真の分権型社会の実現への着実な一歩であるが、義務付け・枠付けの更なる見直し、二重行政の解消等の課題は、依然として多く残されている。

真の分権型社会を実現するためには、更なる地方分権改革の推進が不可欠である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

1 第百八十回通常国会に提出された第三次一括法案の早期成立を図ること。

2 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。

3 国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小等を早急に実施すること。

また、国の出先機関改革にあたっては、災害時の危機管理体制について、十分に検討すること。

4 法令によって都道府県から市町村に権限移譲を行うにあたって、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。

5 住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。

町村税財源の充実強化に関する特別決議

近年、権限・ひと・仕事・情報・カネなどが大都市に集中する一方で、多くの町村は人口減少が進み、地域間の格差は広がる一方である。

こうした中、町村が行財政運営を円滑に進めていくために

は、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の還元・増額と合わせ、一般財源の充実強化が不可欠である。

平成二十五年度予算の編成にあたっては、社会保障関係の経費が年々増大を続ける中、地方が自己の責任を十分果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的確に確保すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

1 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の拡充を図ること。

2 地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。

3 自動車関係諸税の抜本的な見直しを行う場合は、町村にとつて極めて貴重な財源であ

ることを踏まえ、現行の総額を確保すること。

4 森林の整備・保全を町村が実施していることに鑑み、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じ

て譲与すること。

5 一括交付金の実施にあたっては、平成二十四年度実施された都道府県分及び政令指定都市の執行状況を検証した上で、町村の意見を十分取り入れること。

6 一括交付金の制度設計にあたっては、総額は少なくとも対象となる補助金・交付金等と同額を確保するとともに、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域に対する特別な補助金・交付金は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

社会保障制度改革に関する特別決議

これまで、国と地方は、社会保障改革に関し、「国と地方の協議の場」を通じて、徹底・集中した議論を行い、地方の意見も

踏まえた消費税法等改正法など社会保障・税一体改革関連法が平成二十四年八月十日に成立した。その結果、国と地方の双方にとつて安定財源を確保できたことは、評価するものである。

第37回 豪雪地帯 町村議会議長 全国大会

【宣言】

積雪寒冷という厳しい自然条件下にある豪雪地帯は、豊かな土地、水資源、優れた自然環境等に恵まれており、これらを活用し、地球温暖化の防止、水源涵養、食料生産、国土保全など国民生活の根拠を支える公益的機能を果たしている。

他方、豪雪地帯町村をめぐる社会情勢は、地方財政の逼迫、若年層を中心とした人口の流出や高齢化の進行により、冬期における住民生活に著しい支障をきたしており、このままでは国土保全等の公益的機能の維持さえも困難になりかねない。

このような状況下において、豪雪地帯町村が、雪と親しみ、

今後、社会保障制度の総合的かつ集中的な改革を行うにあたって、地方は住民と直接向き合

雪と共生した魅力ある地域社会の形成に寄与するためには、国・都道府県と連携を保ちながら、効果的かつ効率的な振興対策を展開することが不可欠である。

よって、政府・国会は、豪雪地帯対策特別措置法の趣旨に沿って、積雪期においても、円滑な産業活動や快適な生活を実現できるような総合的な豪雪対策を展開すべきである。

我々豪雪地帯町村議会人もまた、新時代にふさわしい雪国社会の創造に全力で取り組むことをここに誓う。

【決議】

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠であ

協力が不可欠であり、「社会保障制度改革国民会議」及び「国と地方の協議の場」において、真摯に議論を行い、地方の意見を十分反映させることを強く求める。

よって、政府・国会は、新たな豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記対策を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

- 一 豪雪地帯対策の充実強化
- 一 冬期における交通網及び通信網の確保
- 一 雪に強い文教・生活環境・社会福祉施設の整備促進
- 一 冬期無医地区等に対する医療対策、設備の充実・強化
- 一 豪雪地帯の実状に即した税財政措置の確保
- 一 雪国の特性を活かした農林業及び産業振興対策の強化
- 一 定住の促進及び克雪・利雪・親雪対策の強化
- 一 雪害対策及び消防・防災体制の強化
- 一 雪資源の積極的な活用及び生活環境改善のための調査研究の推進

研 修 科 目

住民のためになる議員としての知識を

群馬県町村議会議員研修会開催

県町村議会議長会は十月二十四日吉岡町文化センターで「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員及び職員等約三百二十人が聴講した。この研修会は毎年一回、著名な講師による町村や議会にとって身近な話題や緊急な事柄を研究するもので、今年は山梨学院大学教授 江藤俊昭（えとう・としあき）氏、群馬大学大学院教授 片田敏孝（かただ・としか）氏の二人をお招きし、それぞれ次の事柄についてご教授いただいた。



「住民自治の向上と議会改革」『住民自治の根幹としての議会』を創造する」

山梨学院大学 法学部

教授 江藤俊昭 氏



「想定を超える災害にどう備えるか」東日本大震災から学ぶ群馬県の災害特性と対策」

群馬大学大学院 工学研究科

教授 片田敏孝 氏



開会挨拶をする高橋会長

第三十回議会広報研修会

ありのままに
分かりやすく
住民とともに

本会は、昨年十一月二十七日前橋市・群馬県市町村会館において第三十回議会広報研修会を開催した。

この研修会は、年に一度開催しているもので、今年は十八町村、百十人の議員及び議会事務局職員が参加した。

講師の深沢徹先生（写真）は、議会広報は住民のためのもの、住民に軸足を置いた広報づくりが大切と述べ、広報の編集や写真の扱い方等を具体的に説明した。

また、午後は広報クリニックに応募した吉岡町及び下仁田町の議会広報を参考に編集の実務を講義した。



「群馬県知事と町村議会議長懇談会」を開催

本会は、昨年十一月二十二日前橋市古市町・アニバーサリーコート ラシーネで大澤知事をはじめ県トップと県下町村議会議長の親睦を深めるため懇談会を開催した。

この懇談会は、高橋町村議会議長会長（榛東村議長）が自立を目指した町村の発展のためには、県との連携をより一層深める必要があるとの認識から大沢知事に開催を打診し実現したもので、今回で三回目になる。懇談会には、大澤知事のほか松本県議会議長、星野県議会議長、茂原副知事及び吉川副知事が出席し親しく語りあった。

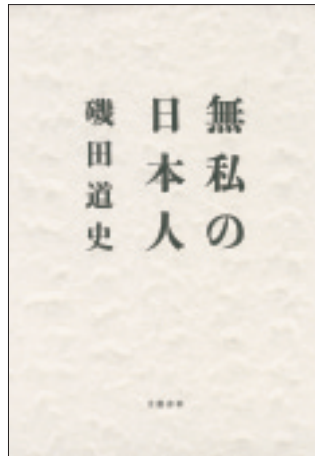


昨年十一月十五日付け読売新聞群馬版に「町挙げ歓迎トレイルラン 神流町」の特集記事が掲載されました。トレイルランは、神流町の山々を使った約七百人参加のランニング大会で約四百人の住民がボランティアとして運営を手伝い四年前から毎年開催されています。標高が一〇〇〇㍎を超え「天空の里」と呼ばれて

しているおばあちゃんをはじめ、作った野菜を近所の方々に配ることを楽しみにしているおじいちゃん等の幸福度の高さを窺わせる笑顔いっぱいの写真があります。住民皆さんの「利他の心」と地域に対する愛着や誇りを感じさせる丁寧な取材及び記事に敬意を表する次第です。

そんな折、歴史家・磯田

おすすめの冊



無私の日本人

磯田 道史著

文藝春秋

いる持倉集落(住民十二人、全員が六十五歳以上)の方々は、その畑で採れたものを使った手打そばや花豆を選手全員に振舞っています。また、十一月二十二日付け同紙には「支え合って笑顔 南牧村」の特集記事がありました。バスを待つ登山客のために軒先で無料休憩所を開き、そばがきや手作りこんにやくを提供

道史氏の『無私の日本人』(文藝春秋刊)に出合いました。今から二百四十年前、奥州街道沿いの吉岡宿(現宮城県大和町内)は、仙台藩の直轄領ではないため、藩の宿場と違い、藩から伝馬御合力(助成金)が給付されず、重い課役に苦しみ、吉岡宿に家屋敷を持つのは損と心得て、住民が少しずつ吉岡宿を離れ衰亡の

危機にあったとのこと。商人の穀田屋十三郎と菅原屋篤平治はこのままではご先祖様に合わせる顔がないという責任感と吉岡宿の住民の貧困をなんとか救いたいという願いから奇想天外な「企て」を立て、同志七名(七家族)とともに足かけ八年、銭湯には入らず水垢離をとり、断食までして小銭を貯めたということが『国恩記』に記されているとあります。「企て」は成就し、吉岡宿は幕末に至るまで人口が減ることはなかったとのこと。穀田屋十三郎は死に臨み、「わしのしたことを人前で語ってはならぬ。わが家が善行を施したなどと、ゆめゆめ思ふな。何事も驕らず、高ぶらず、地道に暮らせ」と子供たちに言い残したそうです。

民の愛着や誇りは集落、地区、広くても村や町単位で醸成されるものです。人為的に人口二十万人以上の「基礎自治体」を作ること、現在、小規模な市や町村で営まれている地道で崇高な「無私の住民自治」を壊し、当該住民の愛着や誇りを破壊する行為だと確信いたします。

著者の磯田氏は、あとがきにおいて、競争原理が支配する現在の日本社会の風潮に疑問を抱き、次のように述べています。「ほんとうに大きな人間というのは、世間的に偉くならずとも金を儲けずとも、ほんの少しでもいい、濁ったものを清らかなほうにかえる浄化の力を宿らせた人である。」道州制推進の方々は日本人が豊かさを実感できない閉塞感の原因を統治機構の欠陥に求め、地方分権という大義を利用し(地方分権を濁らせ)、効率主義の経済成長を主張していますが、自己利益や利己心といったかつての日本では抑圧されていた日本人の価値観の劣化がその原因であると本書を読み気付きました。

(U)

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日程	会場
正副会長会議	1月15日(火)	群馬県市町村会館 町村会役員室
理事会	1月22日(火)	群馬県市町村会館 町村会役員室
群馬県市町村総合事務組合議会定例会	2月12日(火)	群馬県市町村会館 特別会議室
群馬県町村会定期総会	2月13日(水)	群馬県市町村会館 大会議室

群馬県町村議会議長会関係	日程	会場
正副会長会議	1月8日(火)	議長会 役員室
理事会	1月11日(金)	議長会 役員室
定期総会	2月20日(水)	市町村会館 大会議室

平成25年町村長・町村議会議員任期満了日一覧

町 村 長		町村議会議員	
町村名	月 日	町村名	月 日
大泉町	5月4日	神流町	2月28日
上野村	6月13日	榛東村	4月19日
明和町	7月22日	大泉町	5月4日
みなかみ町	10月29日	玉村町	10月22日
片品村	11月12日		